

東京帝國大學經濟學會

經濟論叢

經濟論叢 每月一日發行
 第四十九卷第三號 昭和十四年十一月一日發行
 大正十四年六月二十一日 第三號發售處發行

第十四卷第五號

昭和十四年十一月

論叢

勢力抽象の勞銀論……………文學博士 高田保馬
 世界經濟の本質……………經濟學博士 柴田敬

時論

支那の匯割制度……………十龜盛次
 統制の進展と組合制度……………經濟學博士 蜷川虎三

研究

東洋に於ける資本主義精神の缺如……………經濟學士 島恭彦
 不完全競争と外國貿易……………經濟學士 岡倉伯士

說苑

貨幣と金……………經濟學士 中谷實
 リカアドウ貨幣理論の解釋に就いて……………經濟學士 有井治

附錄

彙報
 外國雜誌論題

(禁轉載)

支那の匯割制度

十 龜 盛 次

第一 事變前の匯割票據

元來『匯割』とは『匯總割帳』の略稱と做され、『相殺』或は『交換決済』を意味するものであつて、上海金融市場に於て六、七十年の久しき以前に舊式銀行たる錢莊が發案して最近に至る迄襲用せし特殊の制度である。

即ち匯割なる二字が票據(手形及び小切手)面に記載せられある『匯割票據』は上海市區域内の大錢莊が『同業の公共利益を維持増進し及び營業の弊害を矯正』する目的を以て組織せる上海市錢業同業公會——此會員錢莊を匯割莊と稱す——に附屬せる匯割總會(手形交換所)にて交換決済せらるゝを原則とし、若し手形所持人が現金支拂を要求する時は、期日の翌日に至つて支拂はるゝ所謂『匯割票據隔日付現』の歴史的習俗を帶行せるものである。

上海市場に流通する票據は匯票、支票及び本票乃至莊票等であるが、就中大宗は本票乃至莊票である。匯票は通常隔地間の送金用に振出さるゝ爲替手形であり、支票は銀行錢莊に當座勘定を有する者が該銀行錢莊に宛てゝ振

出す小切手であつて、新式銀行の發達に伴ふて流通し始め、以前上單、聯票、割條等の名を附せられしものは是と同性質を有したのである。本票は新式銀行の振出、莊票は錢莊の振出に係り、本質的には全然同一であつて、『振出人たる銀錢業者が一定の期日及び地點に於て一定の金額を一定の人或は其指圖人又は所持人に支拂ふ事を約する信用證券』に屬し、Cashier's Order に該當するものであつて、即期（一覽拂）と遠期（定期拂）との二種に岐れるが、後者は本票、莊票共に同業々規に依つて最長期限十日と限定されて居る。而して彼上票據の券面に『匯割』なる二字を記載しあるものは『匯割票據』たること前顯の如くであるが然らざるものは『割頭票據』と稱せられ、期日に上海銀行業同業公會聯合準備委員會に附屬せる票據交換所（手形交換所）にて交換決濟せられ、又は現金支拂を受ける事が出来る。従て匯割と割頭との本質的差異は期日に現金支拂を受くるや否やの一點に存し、匯割を割頭に更新する爲めには、一日の利息を補交するを要する。是が所謂『割頭加水』である。

次に錢莊が振出す票據は概ね『匯割』であるが新式銀行の振出す票據は『匯割』及び『割頭』の兩者であり、外國銀行の其れが『割頭』のみなるは言を俟たない。而して匯割制度が錢莊に依て創設せられし歴史を一顧すると一八四二年の南京條約で開埠せられて以來、上海の國際貿易は漸次發達し、外國商品が紛々輸入せらるゝに至つたが、當時上海には近代式銀行存在せず、外國銀行が輸出入貿易の金融を壟斷し、舊式銀行たる錢莊が國內取引の金融を擔當せる有様であつた。従て是等錢莊の振出せる票據は次第に商業上必要なる『收支工具』となり、流通力を増大したのである。是と前後して當時業態大に信用厚き錢莊は一個の同業公會（現在の上海市錢業同業公會の發端）を組織し、是に入園の錢莊を匯割莊と稱し、更に相互間の債權債務の決濟を便利ならしむる爲めに、匯割

併用せるに過ぎない。

斯の如く匯割票據が上海金融市場に於て牢乎たる地位を構築し得たる理由は多々存するのであるが、試に就中主要なるものを掲げると、

- (1) 發票人たる匯割莊は多數の錢莊中資力信用卓越せるものであつて、何れも組合組織(合夥)で無限の責任を負ひたること(新式銀行が何れも株式會社で有限責任なると對照的である)。
- (2) 同業者の團結機關たる錢業公會は會員の相互扶助に努め、匯割總會を組織して手形交換に便せんとしたこと。
- (3) 萬一發票錢莊が倒産閉業する場合には錢業公會が介入して整理に着手し、匯割所持人には他の債務者に優先して支拂を爲し、従前損失を蒙らしめたる事例殆どなかりしこと(票據法は銀行清算の場合に支拂を爲す債務の順位を兌換券、儲蓄預金、千元未滿の預金、千元以上の預金と規定し、新式銀行は是に遵へるが故に、本票と莊票との間には自ら流通上の徑庭を生じた)。
- (4) 辛亥革命以前には商業金融を鞅掌する機關は殆ど錢莊に限られ、且つ當時通貨制度錯雜して現銀の授受不便なりし爲め、匯割は其缺陷を補填する碼券として既に使用せらるゝに至りしこと。

等を擧げることが出来る。今日支事變勃發直前に至る迄の十年弱の期間に於ける錢莊匯割總會及銀行票據交換所(民國二十二年開設)の手形交換高を匯割と劃頭とに類別表示すれば、(單位百萬元)

年次	錢莊匯割	銀行匯割	匯割計	劃頭
民國十七年	一五、〇九六	—	一五、〇九六	—
十八年	一六、九四三	—	一六、九四三	—
十九年	二一、六八二	—	二一、六八二	—
廿年	二七、三一一	—	二七、三一一	—
廿一年	一七、五三一	—	一七、五三一	—
廿二年	一三、八〇八	八三一	—	一、〇二三

廿三年	一四、五六〇	一、六五七	一、五八二
廿四年	一三、五八三	一、八五八	一、八五七
廿五年	一六、四八一	二、二四三	三、七四〇

の如く二十五年度を採れば匯割は兩交換所を合計して百八十七億を算せるに對し、割額は三十七億に過ぎない。以て上海金融市場に於ける匯割票據の重要性を會得する事が出來ると同時に支那に於ける慣習の威力と法律の空文化との一適例を見出し得るのである。即ち前段細説せしが如く匯割は『隔日付現』てふ特質を帶有して最近に至つたのであるが、國民政府は民國十八年十月三十日に公布したる票據法（手形法）に於て、永年の歴史と牢固たる地盤とを有せる『匯割』を認めず、第九條は『手形上に本法に規定せざる所の事項を記載するも、手形上の效力を生ぜず』と規定して『匯割』の二字を手形面に記載するも法律上無効なる旨を明かにし、更に第十八條には『手形上の權利を行使し或は保全せんが爲めに、手形關係人に對して之を爲すべき行爲は、其營業日營業時間内に於て之を爲すを要す』と規定して『隔日付現』を否定して居るのに對して、民國二十二年十二月に修訂せられた上海市錢業々規第十六條には『凡そ銀圓を收支するには、其手形上に「匯割」の字様の圖章あるものを若し當日持票して現金支拂を受けんとせば概ね次日支拂はるべきものとす』と規定して匯割の特質を明確に擁護して居る。斯くして手形法上效力を有せざる匯割が、實際上は何等の問題を起さずして事變前に迫んだのである。²⁾

第二 上海事變と同業匯割制度の創肇

北支事變は擴大して上海に飛火し、人心匈々、金融緊迫したので、政府は取り敢えず八月十三、十四兩日（十五日

2) 王文鈞 『上海之票據清算制度』 八一〇—一八二三頁
 朱傳泉 『中國經濟研究』 申報八月十四日號
 入江傳 『匯割制度』 申報八月十四日號
 『匯割に就いて』 一橋論叢第二卷第二號

は日曜) 全支銀行に臨時休業を命令し、ついで十五日財政部は金融市場を安定し、法幣價值を擁護する爲めに『非常時期安定金融辦法』と題する第一次の預金引出制限令を公布し十六日より實施した。この辦法は國民政府の戰時貨幣金融政策の一根幹を成すものであつて、其要綱は

(1) 八月十六日以降銀行、錢莊に於ける各種當座預金(活期存款)に付各預金者が毎週引出し得る金額は、預金殘高の百分の五とし、法幣百五十元を最高限度とする。但し俸給、賃銀又は軍事に關係ある支拂にして法幣を用ゆるを要するものに就ては、別に辦法を行ふことが出来る。

(2) 期限の到來せざる定期預金(定期存款)は拂戻を受くるを得ない。期限到來後定期預金として繼續するを欲せざる者は、原銀行、錢莊の當座預金となすを要し、其引出に就ては前掲の制限を受ける。又期限の到來せざる定期預金を擔保として借入を爲す場合は、一口法幣一千元を最高限度とする。

(3) 八月十六日以降法幣を以て銀行、錢莊に預金する者は其預入の限度内に於て自由に引出すを得、何等の制限を加へない。

の如くであつて、當時存在せし預金の引出を極度に制限して、端的に法幣の供給を稀薄にし外國爲替の競購資金の逃避を阻止する一方、銀行の取付を防遏して市場の安定を企圖したのである。然れどもこの『貨幣收束政策』の爲めに金融市場は犠牲となつた態で、巨額の預金(民國廿五年末現在新式銀行一六四行の預金總額は四、五五—百萬元を算した)は一應膠着状態に陥り延て貸金は凍結するに至つた。従つて安定金融辦法が所期の目的を達成するとせば、反面には必然的に金融の梗塞を招來し、商工取引の萎靡を醸成するのは柄かである。茲に於て上海の銀行業同業公會(新式銀行の團結機關)並に錢業同業公會(錢莊の團結機關)は市上籌碼を増加し市場を匡救する爲め、從來の匯割制度に必要な改正を施して之を利用せんとする安定金融補充辦法四ヶ條を釐訂し、八月二十日財政部の允

許を得て實施した。『同業匯割』制度が即ち是である。

今銀錢兩公會が財政部に呈出した申請書を瞥見すると『財政部は金融安定の爲めに已に辦法を明定し、各地に通令して之を實施せしめたが、惟ふに上海は全國金融の樞紐で、各地の商工業は全く上海を恃むで調整して居る。然るに戰爭に近因して人心の恐慌も甚しきものがある。仍て貨物の流通を便利ならしむる爲めに同業者が補充辦法四條を擬訂し、市場が益々安定に臻らん事を期する……』と前置して具體的の辦法要綱を列記して居る。即ち、

(1) 銀行、錢莊同業者の振出す本票には一律に『同業匯割』なる印を押捺する。此手形は只上海同業者間に於て匯割するを許し、法幣を以て支拂ひ又は外國爲替を轉購するを得ない。

(2) 預金者の預入する銀行、錢莊同業者の本年八月十二日以前に振出したる本票及び支票も亦同業匯割票據と見做さる。

(3) 銀行、錢莊の各種當座預金は財政部の辦法に遵照して法幣を以て支拂はるゝのであるが、その商業部の口座に在ては商業上の需要に因るものは總ての殘高を同業匯割を以て支拂ふことが出来る。

(4) 凡そ繼續預金たると新規預金たるとを問はず、銀行錢莊は法幣を以てせるか、匯割を以てせんかを註明し、引出の場合は前者は法幣、後者には匯割を以て支拂ふものとする。

由是觀之『同業匯割』の特質は完全に同業間の交換決済——“For interbank settlement only”に限定され、全然法幣と引換へ又は外國爲替を購買するを得ざる點(不付法幣及轉購外匯)に存し、之を礎石として商業上の需要あるに於ては當座預金を5%の制限を超えて匯割を以て拂戻すことを許容し、從て法幣預金と匯割預金とを區別する仕組が樹てられたのである。故を以て事變後の『同業匯割』は事變前の『匯割』とは根本的に其本質を異にする。

詳言すれば、

(イ)『匯割』は前項細説せしが如く期日交換決済を原則とするも『隔日付現』の習俗を傳統し來つたのであるが、『同業匯割』は完全に期日交換決済を原則とし『不付法幣轉購外匯』である。蓋し事變に瀝みて外匯の競購、資金の逃避を防遏する預金引出制限令に順應して産まれ出でたる以上法幣と引換へられず外匯を購入し得ざる通貨代用物とすることが絶対に必要であつたからである。而して匯割の現金支拂停止は一九三二年一月に前上海事變勃發の際金融業者が一時休業して二月四日再開業と共に長短期の本票を同業匯割としたるに發足して居る。

(ロ)『匯割』は本票、莊票、支票に互つて適用されたのであるが、『同業匯割』は本票、莊票に限つて適用された。(ハ)『匯割』は匯割莊と呼べる、交換所加入錢莊の振出に係るものを中核とし、新式銀行の振出に係るものは比較的少量であつたが、『同業匯割』は銀行錢莊を通じて振出され、銀錢業共同的に採用した制度である。

其他枝葉に互れば尙ほ他に擧げ得る點もあらんが、其根幹は現金の支拂を停止し法幣と隔絶した點に存するので自然預金支拂制限以上に商業上の必要に應じて同業匯割に依る支拂を認め、法幣預金と匯割預金とを截然區別して處理するの仕組を産み出した譯である。

而して『同業匯割』の捺印を有する新本票、莊票が之を發行する銀行、錢莊の手より市場に放出さるゝ場合は(イ)銀行、錢莊の商業部に屬する當座預金を商業上の需要に因り金融安定辦法に規定せる制限以上に支拂ふ場合。(ロ)銀行、錢莊が新規に貸出をなし其手取金を匯割を以て給付する場合の二者を主とするのであるから、是等の同

業匯割は一應通貨代用——籌碼として市場に轉帳するが、現金に引換へるを許されないので、終局は銀行、錢莊に債務の辦濟乃至預金の預入として、拂込まれ、交換決濟さるゝ譯である。自然金融安定辦法に依て原銀行、錢莊内に一應個々に封鎖された預金が、銀行、錢莊を全體とした範圍内では依然封鎖されて居るが、個々の銀行、錢莊間にては振替移動が認められたことを意味し『貨物の流通を便利ならしむる爲めに』暫定的に採用された制度なるを首肯し得るのである。又財政部の是に對する批文に『擬する所の補充辦法四條は此非常時期に在て姑く規定の如く實施するを許容する。但し金融の正軌を保持し、並に正當の業務を擁護する爲めのものであるから、銀錢兩公會の組織する聯合準備庫及び票據交換所を財政部より中央、中國、交通三銀行に委託して切實に管理せしめ以て流弊を杜ぐ』と謂へるはこの消息を語るものである。

同業匯割制度は振替決濟の手段に止まるが、元來上海に於ける商工取引の決濟は前段一言せしが如く多く轉帳割付に係り、法幣を受授する場合は比較的に尠かつたので、新制度は商工取引上の需要に對して優に適應するを得て、流通が急速に推廣せられ『貨物の流通を便利ならしむる爲め』の暫定的使命を相當果たし得たかに觀られた。然し乍ら匯割の本質は窮極する所、法幣に繋がり居れるが故に兩者を截然と引離す事は實際上は困難を伴ふのである。當初『不付法幣』と明令したのであるが、何等かの方法を覓めて兩者が融通し始める可能性が潜在して居る。新制度創肇後久しからずして『匯割貼水』の問題を生じたのは當然の理路である。即ち同業匯割を發行する華商銀行、錢莊と當座勘定を有せざる外國銀行は交換決濟を爲し得ざるが故に、同業匯割の收受を好まず、外國輸入業者は匯割を以て外國爲替を轉購し得ないので、輸入商品の賣却代金として法幣を要求した。斯くて市

上に同業匯割の轉帳増加するに伴ひ、法幣に對する需要を一段増大して兩者は夫々需給の均衡を喪ふに至つた。茲に於て同業匯割の對法幣市場が出現し、兩替を營業の中心とする小規模の錢莊は投機的利益を目的として低率の割引にて匯割と法幣との交換を始め、所謂『匯割貼水（打歩）掉現』の端を作つた。一般投機者流も亦是に染手して頻りに匯割と法幣との掉換に従事したので同業匯割は遂に賣買の對象となつたのである。⁴⁾

既に同業匯割が若干の割引を以てするにせよ、法幣と掉換せらるゝ以上、其れが出現したる本旨を没却し、預金引出を制限せる『貨幣收束政策』に背戾することゝなるので、昨年二月五日上海銀行業同業公會は銀行、錢莊に通告を發して匯割の使用を正規化し、其貼現（割引）を嚴重に制限せむことを要請した。曰く『按ずるに滬戰開始し、財政部は金融を安定せしむる爲めに辦法七條を定め……是等の制限は法幣正常の流通を保持し、一般預金者の融通を維持する爲めに設けられたものである。當時銀錢に公會も復た補充辦法四條を定め……その第三條は商工資金が非常時期に在て最も梗塞するに鑑み「其商業部の口座に在ては商業上の需要に因るものは總ての殘高を同業匯割を以て支拂ふことが出来る」と規定して居る。この規定は専ら商業上の必需用度を指し、決して一切私人の預金を商人名義に假託して同業匯割を以て支拂ふを包括するに非るは其理甚だ明かである。然るに施行以來各銀行預金者は往々『同業匯割』の四字を利用して任意に預金を搬動し、銀行も亦た其用途を輕視して同業匯割を以て支拂を爲し、該規定の本旨を失ふて居る。近來市上競ふて貼現を以て相號召し、貼水は日一日と甚しきを加ふ。……其原因は一端に非ずと雖も匯割籌碼を寛大に放出せるが故に、若輩に與ふるに漁利の機會を以てしたりと斷言することが出来る。現状を放置するに於ては勢ひ必ず金融極度の不安を引起すべく、前に財政部は

4) 潘恆勤 『匯割論』銀行週報第二十三卷第二十八期
 權時泉 『上海銀錢業領用同業匯割』銀行週報第二十三卷第二十七號
 朱傳泉 前掲論文

嚴重取締方を電命し來つたので、一再集議したが、預金者が匯割を以てする支拂を要求せし場合に、同業者が一致して切實に辦理するに非れば、流幣を防ぐに足らず、即ち定期預金たると當座預金たるとに論なく、公司行號が確實に商業上の需要あるに因り同業匯割を給付し得る場合を除き、私人堂記には概ね毫も融通するを得ない。此の如く範圍を狭小ならしむるにより金融の常態を保持するを得べく、貼現の風も亦た愈厲しきを致さないであらう。事同業全體の切身安危に關するが故に爰に本日の決議を通告して一致遵守を望む次第である』と。讀み去り讀み來ると早く已に同業匯割制度の濫用が出現し、商業上の必要ある場合に限り預金制限以上の拂戻を爲すの規定を利用して、往々商業に關係なき預金をも同業匯割を以て支拂ふの習俗を醸成したるを窺知することが出来る。

而して同業匯割の貼現——割引は暗盤交易（闇取引）であつて、當初貼水——打歩は千元に付四、五元に過ぎなかつたが、急速に二十元内外に迄昇騰し、其後市場の匯割流通高が日に多きを加へ、上海租界の人口が累増して生活必需品の大部分が現金支拂であり、且つ政府の外國爲替統制後黑市場（闇相場）を發生したので、貼水率は次第に上向し、昨年六月七日には七十九元に達した。當時人心驚惶甚しきものあつたので、上海銀行業同業公會聯合準備委員會は中央、中國、交通三政府銀行の委託を受けて市場に乗出し、大量調整を行ふて之を五十元の水準に安定せしめた。然し昨年十一月廣東、武漢相亞で陷落するや、人心の動搖復た甚しく、同業匯割と法幣との掉換が増嵩したので、貼水率は再び六十元以上に騰貴し、間もなく四十五元に引戻した。本年一月に入り銀行同業公會聯合準備委員會は毎日匯割の賣買値段を發表し、正式に管理を加ふるに至つたので、三十五元前後に安定し、日々僅々、數角の高低あるに過ぎなかつたが、三月の交より爲替及び金市況の影響を受けて五十元臺に進み、

六月二十二日第二次預金支拂制限實施と共に二百元を突破したが、二十四日には人心の落付と共に八十元程度に引戻した。

要するに同業匯割は第一次預金支拂制限に因る金融の梗塞に對處し、『貨物の流通を便利ならしむる爲め』に出現した暫定的籌碼であつて、事變前の『隔日付現』を原則とせし匯割と異り、法幣と引換へ又は外國爲替を轉購するを得ざるを本質としたのであるが、自然の要求に順ふて匯割貼現の現象を醸成したので、當初隔絶された法幣と相互に融通することとなり、『不付法幣及轉購外匯』の本質は其れ丈け減殺さるゝに至つた。自然預金引出制限に依る『貨幣收束政策』は其目標とせし所より乖離せざるを得なかつた。

尙ほ最近二ヶ年の銀行及び錢莊兩交換所の手形交換高を匯割と國幣とに類別表示すれば、(單位百萬元)

	銀行票據交換所		匯割總會		同%
	國幣	匯割	匯割	匯割合計	
民國廿六年上期	二、一八五	一、八四二	七、八三六	九、六七八	八二
同 下期	一、〇一一	七七〇	八、九四八	九、七一八	九一
計	三、一九六	二、六一二	一六、七八四	一九、三九六	八六
民國廿七年上期	二八七	五七四	五、四八二	六、〇五五	九六
同 下期	六六六	六四九	四、三五二	五、〇〇二	八九
計	九五三	一二三	九、八三四	一一、〇五七	九二

の如く事變の進展と預金支拂制限とに因り、絶對額は激減を來たしたが、匯割の地位は急進を示して居る。

第三 第二次預金引出制限と新同業匯割制度

本年三月廿九日英國政府は支那通貨安定條例—China Currency Stabilisation Act, 1939—を發布し、『支那法幣の磅價値の不當なる變動を抑制する基金を設定』して愈々法幣援助の表面に乗出した。中國匯兌平衡基金と稱せらるゝものが是であつて、基金一千萬磅は英國側香上銀行三百萬磅、チャイナ渣打銀行二百萬磅、支那側中國交通兩行五百萬磅を夫々釀出し、之が運用は香港に設けられた運用委員會（支那側二名、英國側三名）に委ねられたのである。爾後法幣の對外價値は八片に安定して居つたが、政治的事由で奧地に於て増發された法幣が續々上海に流出して外貨に掉換されしのみならず、年初來貿易上の入超が次第に累増して外貨買が巨額に達したので、平衡基金の所持する外貨は急速に遞減を辿り、此儘にて推進む事は不可能となつた。仍て運用委員會は六月七日外匯供給の制限斷行を決定し、法幣は第二次の危機を迎へた。其後幾何もなく六月二十一日正午上海の銀錢兩同業公會は財政部よりの電命を接受した。曰く『最近競ふて外國爲替を購入し資金の逃避を企圖する者多きに因り、亟かに之を防止し金融を安定せしむる爲め、六月二十二日より上海銀錢業の預金引出は工賃給料の支拂を除き毎週五百元以内は法幣を以て支拂ひ、五百元を超過するものは匯割を以て支拂ひ、専ら同業間の振替（同業轉賬）の用に供せしめる。上海以外の各埠は仍ほ舊に照らして辦理し、其預金を内地に移さんとするものは此制限を受けない』と。銀錢兩業公會は二十二日午前二時に先づ緊急會議を開催して財政部の電命を遵奉すべきを決議し、次で銀行公會に會員銀行、錢莊及び非會員銀行を招集して大會を開催し、手續問題を討議して七項に取纏め、之を兩公會執行委

員會に提案するを決定した。執行委員會は直ちに大會の提案を審査して之を採擇した。其要綱を掲ぐれば下の如くである。

- (1) 六月二十二日以前に各銀行の振出したる本票、撥款單（支拂證書）及び既通知の匯款解條（送金爲替取立證書）が期限到來したる時は、其支拂は總て從來の例に照らして辦理する。
- (2) 六月二十二日以前に期限到來し未だ支拂を受け居らざる支票は概ね財政部令に照らして辦理する。
- (3) 六月二十二日以後に預入の法幣預金の引出に就ては本制限の適用を受けない。
- (4) 同業預金は從來の例に照らして辦理する。
- (5) 一昨年八月十三日以後の定期預金を擔保として借入を爲さんとする時は、其金額は仍ほ前金融安定辦法に照らして辦理する。
- (6) 預金者が工賃を支拂ひ其量目が五百元以上に達する場合も亦前金融安定辦法に照らして辦理する。

右の第二次預金支拂制限（限制支拂存款）を前の非常時期安定金融辦法と對比すると種々の軒輊が見出される。前者は上海のみに限局せられ其他の地域に在ては全然適用せられざるに反し、後者は全國に普遍的に實施せられたるは其一である。従て前者は上海より内地へ預金を轉預する場合には適用せざるが、後者は斯の如き除外例を認め得ざるは其二である。又前者は毎週五百元迄は法幣にて支拂ひ其れ以上は匯割にて支拂ふに反し、後者は毎週預金残高の五%、最高百五十元とし、商業部の口座にて商業上の需要に依るものは特に匯割を以て支拂ふは其三である。更に前者は預金（存款）全體に對して適用せらるゝも、後者は當座預金（活期存款）に對して適用せらるゝを原則とせるは其四である。孰れにするも上海に於ては非常時期安定金融辦法は其儘存續せるが故に、一昨年八月十六日現在の當座預金は依然毎週五%宛の引出が許され、同日以後預入の預金は引出自由なりしに、第二次制限令にて是亦毎週五百元迄は法幣、其以上は匯割にて支拂はるゝ事となり、二種の制限にて束縛せらる

に至つた。上海金融市場が極度の梗塞状態に陥り、商取引決済の主要工具たる匯割が前記の如く一時二〇%の割引率を示現して商取引を妨からず阻碍したのは當然である。茲に於て銀行同業公會及錢業同業公會は聯合して『同業資金を調整し、商工業を補助する目的を以て』連日小組會を開催、討議の結果、市場安定の辦法を採擇したので、二十六日午後四時兩公會の聯席會議を開催して下の二項の市場匡救策を決議した。

(1) 銀錢業の原有存款を集中する銀行業同業公會聯合準備委員會及び錢業聯合準備庫の匯割預金は合計約二千二百萬元を算するので之を九五%にて(即ち五%割引)七月四日より十二週間に分期して法幣と引換へ以て運轉に資する。

(2) 聯合準備委員會は同業匯割の領用事宜を辦理する。其總額を五千萬元と暫定し、七月四日より實施し以て準備を集中し、流通を便利ならしむる事を期する。而して各行莊が同業匯割を領用するに就ての準備財産に關しては、該會は別に匯割準備委員會を組織し、市商會、洋商銀行公會及び銀錢兩業公會各派代表一名及び中央、中國、交通、中國、農民四行合派代表一名の五名を委員とし、毎月少くも一回は検査を爲し、且つ準備の種類及び數額を分別公告する。

由是觀之、第一項は預金支拂制限に因て現金の缺乏せる市場に徐々に法幣を導入して現金を補充せむとするもので、解放せらるゝ預金は手形交換所に於ける交換尻決済の爲めに聯合準備委員會(銀行側)及錢業聯合準備庫(錢莊側)に銀行及び錢莊の預け入れたる匯割預金であつて重慶政府は、上海金融機關の請願を容れて、四銀行に對し法幣を上海に供給すべき命を與へたと報ぜられ、第二項は新同業匯割五千萬元を創設せむとするもので、俱に資金の供給を爛頭の急務とせし市場に緩和劑を投ずる事となるのである。遮莫爰で一應この匡救策の中樞機關となれる上海銀行業同業公會聯合準備委員會に對して一瞥を與ふる必要がある。

思ふに天災續發、日貨抵制、公債低落等にて内情頗に窮迫せし銀行、錢莊は、一九三二年の上海事變に依て殆ど

致命的に適かき打撃を被つたので、上海銀行界には湧然として協同的精神が發露し來り、上海銀行業同業公會は市場金融を調整する目的を以て聯合準備委員會なるものを組織し、聯合準備及び折放の事宜を辦理せしむる事となつた（一九三二年二月八日成立、三月十五日開業）。この委員會に參加せる委員銀行は現在三十三行であつて、今その組織と運用とを略説する。

(1) 各委員銀行は加入の際下記財産を執行委員立會の核准を経て本委員會に讓出し準備財産となすを要する。(イ) 上海租界内に存する土地、家屋 (ロ) 直に換金するを得る貨物 (ハ) 倫敦又は紐育に於て價值を有する株式又は債券或は外國に在る預金 (ニ) 現金幣又は現金と兌換する金貨或は金條 (ホ) 前記以外の財産にして執行委員會の許可を得たるもの。而して當初讓出せられたる準備財産は七千萬元と註せられたが、昨年末現在では五七、七一五千元で、土地家屋が八六・五%を占め、外國有價證券が六・五%、內國公債が六・九%であるから不動産が同業融通の對象となり應急の用に役立つて居る譯である。

(2) 本委員會は委員銀行の讓出せし準備財産の評價額の七〇%に相當する金額を公單及び公庫證(各半々の割合)を以て發給するところが出来る。公單は一種の流通證券で券面は五百元、千元、一萬元及び十萬元の四種とし、委員銀行は之を市場に放出するので最後の所持人は準備委員會に呈示して現金に兌換する事が出来る。

公庫證は各銀行の發行する紙幣に對する準備及び貯蓄預金に對する保證となすを得るので、公債の一代替物とも做すべきもある。本委員會の昨年度決算報告に據れば同年末現在發行高は公單一七、九八一千元、公庫證一八、〇三三千元を算して居る。

(3) 本委員會は前述の如く委員銀行所有の固定的財産を準備として受入し、是に對し評價額の七掛迄の單證を發行して準備の集中と流動化とを圖るのであるが、更に

(イ) 委員銀行は所領の公單を市場に流通せしむる外、現金を必要とする時には、公單を本委員會に差入れて現金を借入れる事が出来る。期間は一日である。この折放は手形引受制度の創肇後遞減したが、昨年度は増加して年間折放證額六八五、八百萬元を數へた。

(ロ) 昨年八月十七日より同業匯割折放が開始された。上海戰勃發當時各銀行は預金引出に對する準備の爲め、本委員會より借入を行ふたので金額が増嵩し最高八、三四〇千元に達したが、昨年度は漸減して年末には三、七四〇千元となつた。是に對

して提供された擔保は一二、二九五千元に達し、其内譯は證券六八・五%、單證一二・三%、不動産八・八%、商業手形九・六%等であつた（此貸付は新同業匯割の出現と共に廢止された）。

(ハ) 一九三六年三月十六日に銀行票據承兌所（銀行手形引受所）が本委員會に附設され、所員銀行の振出したる手形を引受けて其流通性を増大すると共に、何時にても引受手形を割引して金融を便利ならしむることとした。昨年度の引受總額九、八五〇千元、年末割引殘高二、〇〇〇千元である。

等の方法に據り委員銀行に金融的援助を附與して居る。

(4) 最後一九三三年一月十日に本委員會は手形交換事宜を辦理することとなり、票據交換所が附設された。交換銀行は交換尻決済資金として本委員會に當座勘定を開き相當額を預金し置く必要がある。この預金は更に本委員會より中央、中國、交通三行に四、四、二の比率にて預け入れられるのである。而して昨年末現在の交換銀行預金は六五、九五三千元の多額を算し、其中二六・五%は法幣預金、七三・五%は匯割預金であつた。

敍上の如く上海銀行業同業公會聯合準備委員會は上海金融界に在て幾多中央銀行的の職能を果たしつゝある支那特有の有力同業機關であるが、錢莊側に於てもその例に倣ひて上海錢業聯合準備庫を組織し、準備財産として、(イ)直ちに換金し得る倉庫證券 (ロ)本市内に在て價值を有する土地、家屋 (ハ)現金幣及び現金條 (ニ)銀條及び銀元 (ホ)有價證券の五種を受入れ、其任務としては同業の銀行との間の收支、同業間の預金貸付、割引、同業間の手形交換及び振替、兌換券の領用、其他必要の施設の六者を規定し、各會員は銀行との間の收支並に手形交換尻の爲めに、本準備庫に當座勘定を開き相當の預金を存し置くを要するのである。

上海銀行業同業公會聯合準備委員會の組織と機能とは大凡前述の如くであるから、今回の第二次預金支拂制限に伴ふ市場の窮迫を匡救する對策を、上海錢業聯合準備庫と提携して樹立したのは當然であつて、上掲六月二十四日の緊急措置の第一段は聯合準備委員會及び聯合準備庫に交換銀行及び錢莊が手形交換尻及び錢莊が銀行との收

支戻決済の爲めに預入れある預金中匯割預金を法幣に取替へ以て市場に於ける現金不足を緩和せむとしたものである。詳言すると六月三十日現在の右匯割預金は合計二千二百萬元を算して居つたので、聯合準備委員會は中央中國、交通及び中國農民の四行と交渉し、その九五% (五%割引) を半期決算休暇開市後の七月四日より九月十九日に至る十二週に分期して法幣と取替へる事としたのであつて (但し預金一萬元以下のものは一回に給付することが出来る) 例へば某銀行が聯合準備委員會に六月三十日現在百萬元の匯割預金を有したりとせば七月四日開市後同行は七月一日期匯割預金百萬元の轉帳聲請書 (振替申請書) を作成して聯合準備委員會に提出すると、同委員會はその九五% を按じて法幣九十五萬元に折合し、之を七月一日期にて同行の國幣新口座に收入したることとする。同行は新口座に記帳された預金九十五萬元に就ては十二週に分割し平均して毎週火曜日に引出又は振替を爲すを得 (毎週引出額は七九、一六六元強の勘定なり)。尙ほ同行は國幣戸別聲請書 (國幣新口座開始申請書) を聯合準備委員會に提出して該委員會より四行の法幣支拂専用小切手の交付を受け、是に依て新口座に記帳された預金を引出し或は現金にて支拂を受け、或は自行の從來よりの法幣預金勘定に轉入し、或は他行の勘定に振替へるのである。斯の如くして匯割を以てのみ引出すを得る匯割預金が法幣に掉換され週轉に資するに至つた譯である。

次に六月二十四日の緊急措置の第二段は上海銀行業同業公會聯合準備委員會同業匯割領用辦法に據る新同業匯割の出現であつて、先づ其綱要を列記する。

(1) 上海銀行業同業公會聯合準備委員會は上海市銀錢業の資金を調整し、商工業の需要に對應せしむる目的を以て上海銀錢業同業公會聯席會議の決議に依照し、各行莊 (銀行錢莊) の同業匯割の領用事宜を辦理する。

- (2) 本辦法に於て行莊と稱するものは、左列の金融機關を包括する。
- (イ) 銀行業同業公會會員銀行
- (ロ) 其他本委員會委員銀行、交換銀行、代理交換銀行、存款銀行委員會に當座勘定を有する銀行及び信託公司(同上)
- (ハ) 錢業同業公會會員錢莊
- (3) 同業匯割は財産を以て準備とする。
- (4) 各行莊は下記規定の財産を提供して本委員會より同業匯割を領用する事が出来る。
- (5) 同業匯割を領用するに就ての擔保品は左列種類のものに限らる。
- (イ) 主要貨物
- (ロ) 上海市場に於て正式の市價を有する會社社債及び株券
- (ハ) 上海租界内に權益を有する土地建物
- (6) 擔保品の審擇評價は本會評價委員會に於て辦理する。
- (7) 擔保品の保管は本會保管委員會に於て辦理する。
- (8) 上海市銀錢兩業同業公會は匯割準備檢查委員會を組織するものとし、その規則は別に之を定める。
- (9) 本委員會が每一行莊に對し同業匯割を領用せしむる數額は、擔保品評價額の七〇%を逾ゆるを得ない。若し市價が低落せば隨時擔保品を追徴する事が出来る。
- (10) 各行莊が本委員會より同業匯割を領用せば本委員會は各行莊の匯割當座勘定(往來戶)に轉收し、同時に小切手帳(支票簿)を發給する。
- (11) 本委員會は同業匯割の授受を便利ならしむる爲めに、同業匯割證を發行することが出来る、その種類、數額及び發行章則は別に之を定める。
- (12) 匯割は内地に轉匯し土貨を採辦するの用に供することが出来る。
- (13) 同業本委員會の同業匯割領用事宜は本會經理が常務委員の命を承けて之を辦理する。
- (14) 本委員會の同業匯割を領用する利率及び匯割預金の利率は本會經理が常務委員の命を承け隨時に訂定し、之を揭示公表する。
- (15) 各行莊の匯割領用の利息及び預金利息は毎月之を決算する。

- (16) 本委員會は各莊の匯割預金貨金の情形に就て必要時に検査を舉行することが出来る。
(17) 民國二十六年八月十八日所訂の同業匯割折放轉行辦法は本法施行の日より廢止する。(前項參看)

由是觀之、一昨年八月上海戰の勃發と共に産まれた從來の『同業匯割』は既説の如く『貨物の流通を便利にする爲め』案出せられたものであり、前述の『新同業匯割』も亦『同業資金を調整し商工業を補助する爲め』創設せられたものであつて、俱に預金拂戻制限に隨伴する金融梗塞を緩和し、商工取引に便利を附與せむとする職能を有するが、實質的には兩者の間に途へ難き軒輊がある。即ち新同業匯割は上海銀行業同業公會聯合準備委員會の發給に係り、上海の銀行、錢莊等が之を領用する仕組であるに反し、舊同業匯割は銀行、錢莊の各自の發行に係り、多くは滬戰發生前の法幣預金の變質せしものであることは其一である。前者は領用せんと欲する銀行錢莊が所定の商品、有價證券、不動産を擔保として委員會に提供し、同會の評價委員會の評價額の七〇%迄の匯割を借入るゝを以て大凡確實なる擔保を準備として有すと認めらるゝに反し、後者は特定財産を擔保とするに非ず、發票行莊の一般資産を背景とせる信用證券に過ぎざることとは其二である。前者は從て後段詳説せるが如く特設せられたる同業匯割準備検査委員會に於て毎月少くも一回擔保品を検査し、領用、數額及び擔保品種類數額を分別公告する公開主義を採れるに反し、後者は個々の發行に係り全然祕密主義なることは其三である。前者は委員會發給のものを領用するが故に、領用額に對して利息を支拂ひ、領用額は一應聯合準備委員會に於ける領用行莊の匯割預金口座に貸記せられ(この預金に對して、利子を受取る)小切手帳(支票簿)の交付を受けて之を使用するに反し、後者は交換にて決済せらるゝものなるを以て、委員會に於ける發行行莊の預金が最終決済の資となることが其四である。前者は發給總額が五千萬圓と規定せられ(この總額を中央、中國、交通三行一千五百萬圓、銀行二千五百萬圓、錢莊一

千萬元と分配せらるゝ居るに反し、後者は無制限なることが其五である。前者は内地に送附して土貨買付の用に供し得るに反し、後者は一應法幣に換へたる上に非れば不可能なることは其六である。前者は商品、證券、不動産等當面利用し難き財産の評価額の七掛迄を動員して籌碼となし、『凍結せる信用をして甦流通するを得しめ、其必然的作用は通貨を増加』せしむるに存するに反し、後者は多く商業部に屬する當座預金の制限以上の引出に使用せらるゝが故に差して通貨の増加とならざることは其七である。其他尙ほ抽出列舉し得るであらうが核心は聯合準備委員會が特定擔保を徴して發給するものを各行莊が領用すると然らざるとに存し、自然流通上に於ても甲乙の差を生ずべきは理の當然である。

斯の如く新同業匯劃は領用銀行錢莊の提供する特定財産を引當に聯合準備委員會に於て發給するを根本的特質とするが故に、検査、公開主義を採用して信用の増嵩に資することゝしたのは前段一言せしが如くである。即ち前述領用同業匯劃辦法第八條の規定に依照して、同業匯劃準備の検査事宜を辦理せしむる爲めに、上海市銀錢業同業匯劃準備検査委員會なるものを組織し、上海市商會代表一名、中央、中國、交通、中國農民四行合派代表一名、洋商銀行公會代表一名、錢業同業公會代表一名及び銀行業同業公會代表一名合計五名を委員として聯合準備委員會の收受する各行莊領用同業匯劃の擔保品に就き、毎月少くも一回検査を行ひ、且つ領用數額及び擔保品種類數額を分別公告せしめるのである。而して右検査委員會は去る八月十七日に第一回検査を執行したのであるが、其検査報告に據ると、本年七月三十一日現在の各行莊提供擔保品は商品二、三一六千元、有價證券四、二四七千元、土地家屋一六、二五九千元、法幣預金二、七四一千元、合計二五、五六五千元に達し、是に對し準備委員會が已に審定せる匯劃數額は一四、七五一千元（已に領用分八、八二四千元、未領用分五、九二七千元）を算し、不動産が

擔保總額の六五%を占むるより觀るも、新同業匯割の一特質を窺ふことが出来る⁵⁾。

尙ほ前掲辦法第十一條は『本會は同業匯割の授受を便利ならしむる爲めに、同業匯割證を發行するを得、其種類數額及び發行章則は別に之を定む』と規定せるが、聯合準備委員會は是に基き直ちに聯合準備委員會發行匯割證簡則を制定した。其要綱は

- (1) 本會は上海市銀行業同業公會及び錢業同業公會の聯席會議の決議に依り匯割證を發行する。
- (2) 匯割證は各行莊が本會に差入るゝ財産を以て準備とする。
- (3) 前條の財産は下列種類のものを以て限りとする。

イ) 主要貨物

ロ) 上海市場に正式の市價を有する有價證券

ハ) 上海租界内に權益を有する土地建物

- (4) 匯割證の發行總額は財産評價總額の七〇%を超過するを得ない。
- (5) 匯割證の票面金額は五百元、千元、五千元及一萬元の四種に分つ。
- (6) 本會は匯割小切手の支拂に對しては振替の場合を除き匯割證を以て交付する。
- (7) 匯割證の所持人は證上に字句を塗寫し又は圖章を加蓋するを得ない。
- (8) 各行莊所領の匯割證が汚損破爛したる時は本會に訴訟の換發を申請することが出来る。
- (9) 匯割證は領用行莊を除く外は紛失したる爲めの支拂停止(掛失止付)を申請するを得ない。

の如くであるから前掲同業匯割たる小切手が支拂の爲めに聯合準備委員會に呈示せられると、同委員會は帳簿上で他の預金口座に振替へらるゝ場合を除き匯割證を發行して支拂を爲す仕組である。而して匯割證も同業匯割と同種の財産を擔保として發行さるゝ委員會の振出小切手と做すべきものであるから、同業匯割が匯割證を轉身したるに過ぎざることとなり、自然更に市場を轉輾して同業者間のみならず一般商工取引の工具としても使用せら

5) 『法幣之回顧與前瞻』經濟研究第一卷第一期
王文鈞前掲書
潘恆勤前掲論文
權時前掲論文

るゝに至るとも想像せられる。額面金額が四種の均一額に限定せられある點よりするも、同業匯割が一轉して特定財産を準備とせる匯割證てふ一種の私的通貨代用に進む可能性を孕むで居る。國民政府に於て法幣政策上之が發行を承認せずと傳へらるゝは首肯し得る所であつて、孰れにするも匯割證の制度は單に案出せられたのみで今日迄未だ實行の運びに至らないのである。

要之、國民政府の戰時金融政策の一根底は預金の支拂を制限せるデフレーション政策であり、是に據て法幣價格の維持に銳意努力したのである。然れども預金の支拂制限は必然巨額の預金の膠着を來たし、金融の梗塞を招くは言を須ひない所であつて、金融市場は通貨政策の犠牲とならざるを得なかつた。茲に於て政府の政策に順應する建前を採り乍ら、金融を緩和し商工取引の圓滑を企圖する目的を以て同業匯割制度が銀錢同業公會に依て案出せられた。而して此制度が或程度の實績を擧げ得たのは、上海金融市場が多歳に亘りて本來の意義に於ける匯割の習俗を襲用したのに主因するが、客觀的情勢の進展は匯割貼現問題を醸成し、同業匯割は闇取引を以て法幣と掉換せらるゝことゝなつたので、此根本特質を喪失し、通貨政策とも實質的に乖離するに至つた。更に法幣の危機が次第に深刻となりて將に最後の關頭に立たざるを得なくなると、第二次の預金支拂制限が強行され、延て新裝したる同業匯割が出現した。新同業匯割は舊同業匯割よりもか遙に歩を進めたものであり、聯合準備委員會が銀錢業者より特定擔保を徴して之を發給する仕組であるから、銀錢業者の死藏に適かき所有財産就中不動産が或程度流動化されて、所謂『頭寸』(手許資金)が補充せらるゝと共に市面の流通籌碼が増大して商工取引の圓滑に資する譯である。斯の一種特融式の非常金融對策が銀錢業同業公會の組織する聯合準備委員會及び聯合準備庫なる自治的協同機關に依て運営せられつゝあるは中央銀行が眞の『中央銀行』としての機能職責を果し得ざる支那に於ては自然の理路であると同時に金融組織よりして一大特色を成すものである。(昭和十四年十月十日)